より良い福祉の相談窓口をめざして

「えしこに」アンケートにご協力ください

さまざまな窓口と連携して福祉の困りごとを支援

ふれあいの里総合相談支援センター「えしこに」では、さまざまな分野の窓口と連携し、どこに相談していいかわからない福祉の困りごとを伺っています。
また、希薄になりつつある人と地域とのつながりについて、新しい形を作る取り組みも進めています。
「いい具合に」という意味の米子の方言である「えしこに」という愛称で、令和４年４月に開設してからもうすぐ２周年を迎えます。

令和５年度に寄せられた相談

令和５年度は、本人からだけでなく、親族や支援機関などからも多くの相談が寄せられました。
また、寄せられた相談で最も多かったのは「経済困窮」で、次が「孤独・孤立」の困りごとでした。

どこからの相談か

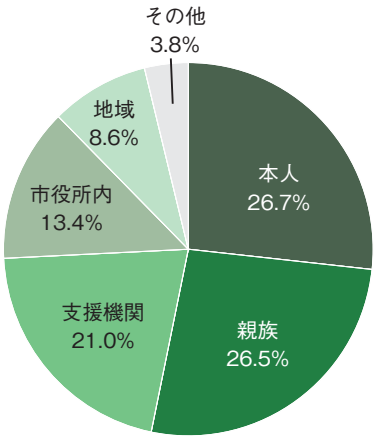

相談者の抱える課題

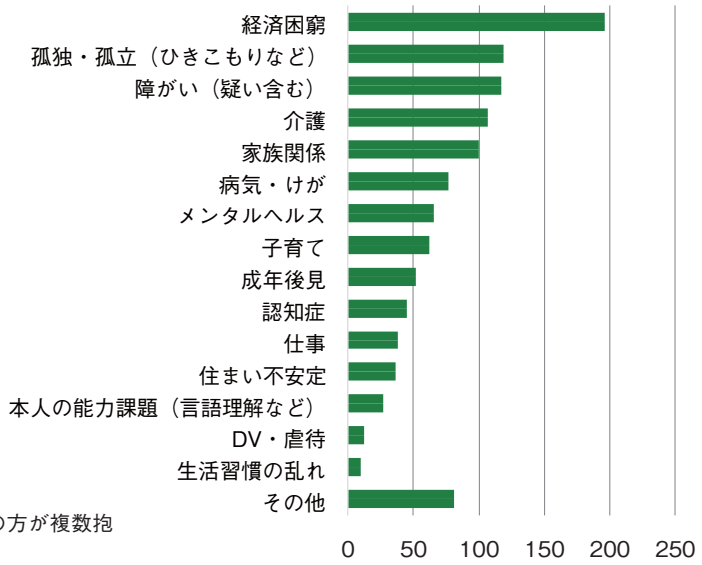

※「相談者の抱える課題」のグラフは、一人の方が複数抱えている場合、全てを合計した数値です。

皆さんの声をお聞かせください

もっとお役に立てる相談窓口をめざして、皆さんの声を募集します。既に窓口を利用してくださった方も、これまで知らなかった方も、ぜひアンケートにご協力ください！

■アンケートの回答方法

二次元バーコードから専用の回答フォームでご回答ください。
紙の回答用紙は「えしこに」の窓口か市ホームページからも取得できます。

■回答期限　４月30日（火）

■問い合わせ先・紙の回答用紙の提出先

米子市福祉政策課　住所：米子市錦町一丁目１３９番地３　電話：23－5585
Ｅメール：fukushiseisaku@city.yonago.lg.jp

アンケートにご協力ください

中央ポンプ場から水道局へ

下水道部の業務の窓口が一部変わります

４月１日から下水道部業務の窓口の一部が、中央ポンプ場（内町）から水道局庁舎（車尾南二丁目）に移転します。また、中央ポンプ場内で窓口が変わる業務もあります。問下水道営業課（☎34－1371）

■中央ポンプ場から水道局庁舎に移転する業務

▶下水道施設に関するもの

下水道施設工事施行承認申請、特別使用許可・物件設置許可申請、台帳閲覧

▶排水設備に関するもの

排水設備工事確認・指定工事店に関する申請

▶浄化槽に関するもの

浄化槽各種届出、浄化槽設置補助金申請

■中央ポンプ場内で申請窓口が変わる業務

【下水道営業課→下水道部整備課】

下水道事業受益者負担金、供用開始告示及び下水道への接続普及に関する業務は、４月１日から下水道部整備課（中央ポンプ場内）が行います。

■下水道使用料の支払いは水道局庁舎で

下水道使用料に関する業務は４月１日から水道局庁舎内に開設する「お客さまセンター」が行います。

４月１日以降は、中央ポンプ場と淀江支所で下水道使用料のお支払いはできません。

中央ポンプ場（内町）

水道局庁舎（車尾南二丁目）

水道局内に開設！

上下水道の使用や料金のことは「お客さまセンター」で

米子市水道局は、４月１日に「お客さまセンター」を開設します。同センターでは上下水道の使用開始・中止の手続きや料金の収納業務を行います。問米子市水道局（☎32－9917）

■お客さまセンターで受け付ける業務

上下水道の使用開始・中止の手続き

水道料金・下水道使用料の支払いに関すること

■お客さまセンターの業務委託事業者

お客さまセンターは、水道局から委託を受けた民間事業者（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社）が業務を行います。

※お客さまセンター開設に伴い、米子市水道局境港営業所は３月31日で閉所します。

上下水道料金の合計額で口座から引き落とします

米子市内にお住まいで、水道料金・下水道使用料の口座振替をご利用のお客様は、令和６年３月検針（４月15日口座振替分）から、水道料金・下水道使用料の合計金額で口座引落しします。

通帳の記載は、水道料金・下水道使用料の合計金額が一行で表記されます。

フレイル度チェックはお済みですか？

令和５年度 フレイル度チェックの実施状況

問 フレイル対策推進課（☎ 23－5458 FAX 23－5460）

フレイルは、健康と要介護の間の状態

「フレイル」は、健康な状態と介護が必要な状態の間であり、加齢などにより心身が衰えた状態です。「フレイル」の状態では、生活の質が低下したり、病気になったときに治りが遅くなったり、さまざまな合併症を引き起こす危険があり、多くの方は「フレイル」状態を経て要介護になると言われています。
一方、「フレイル」は早期に気づき、適切に対処することで、健康な状態へ改善することが期待できます。

これまでに約１万人がフレイル度チェック実施！

米子市では全国に先駆けて、令和元年からフレイル対策に取り組んでいます。この取り組みをさらに充実させるため、米子市フレイル予防アプリを昨年７月から配信するとともに、65歳以上の方にフレイル度チェックの実施案内をお送りしました。
これまでに約１万人の方がフレイル度チェックを実施され、約43％の方がフレイルまたはプレフレイルと判定されました。
また、年齢を重ねるとフレイルと判定される方が増加する結果となりました。
フレイル予防は健康な時からの取り組みが効果的です。また、フレイル度チェックはいつでも何度でも実施できます。チェックすることで日々の健康を振り返り、自分に合ったフレイル予防を始めましょう。
※下記のグラフ値は、いずれも令和６年１月16日時点の数値です。

令和５年度　フレイル度チェック判定結果

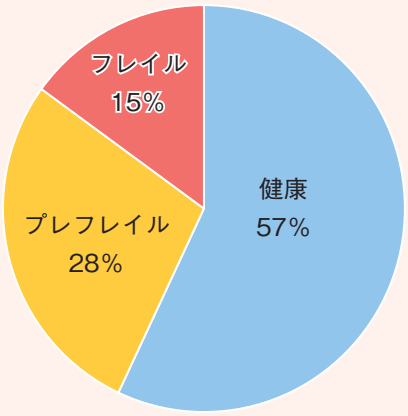

フレイル度判定割合（年代別）

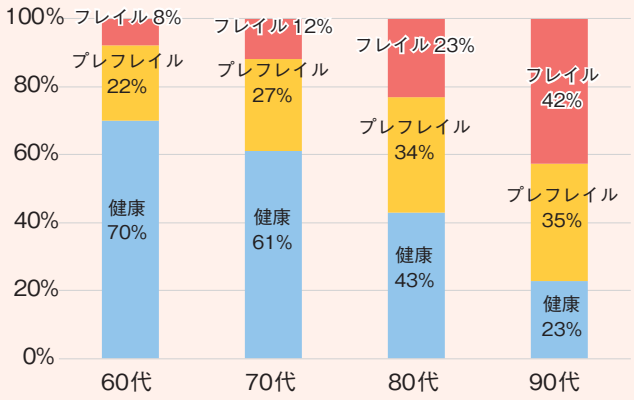

米子市フレイル予防アプリで手軽に日々の健康づくり！

フレイル予防を身近に感じ、より多くの方に日常的に取り組んでいただくため、米子市フレイル予防アプリを配信しています。日々の健康づくりにぜひお役立てください。

iPhone
Android

フレイル予防優待チケット有効期限は３月末

対象の方にお配りした「フレイル予防優待チケット」の有効期限は３月31日です。
ご利用はお早めに！

給付金のご案内

問給付金窓口
（☎090－9624－7732、090－9624－7734）

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、給付金を支給します。

令和５年12月１日に米子市に住民登録がある

- いいえ → 令和５年12月１日に住民登録がある自治体にお問い合わせください
- はい → 世帯全員が、住民税が課税されている方の扶養親族
  - はい → 支給対象外
  - いいえ → 世帯全員の令和５年度住民税均等割が非課税である
    - はい → **①住民税非課税世帯対象**
      １世帯あたり **7** 万円
      順次、支給しています
      支給対象者には「支給のお知らせ」または「支給要件確認書」を送付しています。
    - いいえ → 世帯全員が令和５年度住民税均等割のみ課税である
      - はい → **②住民税均等割のみ課税世帯対象**
        １世帯あたり **10** 万円
        支給要件確認書を順次発送しています
        確認書が届いた方は返送が必要です
        返送期限　3月31日（当日消印有効）
        支給時期は、米子市が申請書を受理した日から約３週間後が目安です。令和５年度中に本給付金を既に受け取った世帯は、支給済みの額と10万円との差額を支給します。
      - いいえ → 支給対象外

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（こども加算分）

令和５年度の住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯への給付の加算として、18歳以下の児童を扶養する世帯を対象に、給付金を支給します。

給付額
児童ひとりあたり
5 万円

- 上記チャートの①または②の世帯に該当している
  - いいえ → 支給対象外
  - はい ↓
- 平成17年４月２日生まれ以降の児童を養育している
  - いいえ → 支給対象外
  - はい ↓
- 非課税世帯を対象とした給付（７万円）を既に受給済み、または、これから受給する予定である
  - はい → **順次、支給します**
    支給対象者には「支給のお知らせ」を送付しています。申請は不要です。原則、非課税世帯を対象とした給付金（７万円）の受け取り口座に振り込みます。
    支給時期：令和６年３月15日以降順次
  - いいえ → **支給要件確認書を順次発送しています**
    均等割のみ課税世帯を対象とした給付（10万円）と合わせて、子ども加算分について記載した確認書（上記チャート②の確認書）を順次発送しています。
    確認書が届いた方は返送が必要です。（返送期限３月31日）

※令和５年６月１日以降に転入した住民税非課税世帯で、旧住所地から電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（3万円）を受け取っていない場合、申請すると受給対象になることがあります。くわしくはお問い合わせください。